## 10. 一般粉じん発生施設

別表第7(大気汚染防止法施行令別表第2より)

項	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t/日以上であること。
2	鉱物 <sup>注1)</sup> (コークスを含み,石綿を除く。以下同じ。)又は土石の <b>堆積場</b> <sup>注2)</sup>	面積が1,000 m <sup>2</sup> 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物,土 石又はセメントの用に供するものに限り,密閉式 のものを除く。)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
4	破砕機及び摩砕機(鉱物,岩石又はセメントの用に供するものに限り,湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75 kW以上であること。
5	<b>ふるい</b> (鉱物,岩石又はセメントの用に供するものに限り,湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15 kW以上であること。

注1)「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもの(石綿を除く。)のほか,ボーキサイト,岩塩 等の外国産の鉱物,コークス,硫酸焼鉱,鉱石のペレット,化学石こう,カーバイド等をいい,土石 には石炭灰も含みます。

## 鉱業法(抄)

## (適用鉱物)

- 第3条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄石、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土(ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。)及び砂鉱(砂金、砂鉄、砂すずその他ちゅう積鉱床をなす金属鉱をいう。)をいう。
- 注2) 建築現場などで、長期(3ヵ月以上)にわたって使用する場合は、原則として対象になります。